

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和元年8月27日から令和元年12月13日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部保育課

(2) 対象事項

以下の民間保育園に対する平成30年度民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金、民間保育所運営費（整備費）補助金及び保育対策等促進事業費補助金並びに民間教育・保育施設園庭芝生化事業費補助金

- ・社会福祉法人恵保育園 恵保育園
- ・社会福祉法人育英学園 伊文保育園
- ・社会福祉法人せんねん村 矢田つぼみ保育園

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金

正規職員及び臨時職員の給与及び住居手当並びに社会保険料等事業主負担額について、数値の記載誤りがあった他、市の基準の適用を誤り、補助対象経費として認められる金額を超過して実績報告しているものがあった。

補助金額は市の基準により算定した人件費等が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取るとともに、保育園への適正な実績報告の指導や補助金額算出の確認に努められたい。

(2) 民間保育所運営費（整備費）補助金

なし

(3) 保育対策等促進事業費補助金

補助金の実績報告書及びその添付資料を確認するも、支払いの証拠となる領収書等の添付がされていないため、補助金が補助対象事業に使用されているかのチェックができないものがあった。

補助対象の明確化を図るため適正な事務処理をされたい。

(4) 民間教育・保育施設園庭芝生化事業費補助金

なし